

コミュニティセンター等警備業務委託概要

- 1 業務名称 コミュニティセンター等警備業務委託（長期継続契約）
- 2 業務概要 本業務は、各コミュニティセンター等施設に起こりうるあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づく警備業務用機械装置（以下、「警備装置」という。）等の設置及び配備を行うことにより、施設での身体、生命、財産を保護するとともに、業務の円滑な運営の維持に資するものとする。
- 3 業務場所 各コミュニティセンター等の建物、ならびにこれに付属する物件（別表のとおり）
- 4 委託期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 5 関係者
コミュニティセンター等警備業務委託の受注者（以下、「受注者」という。）は、関係者と協議調整を行い、円滑に業務を実施するものとする。
※主な関係者
・朝倉市総務財政課及び各コミュニティ事務局職員（以下、「発注者」という。）
- 6 業務内容
 - (1) 警備対象施設及び警備方式
 - ア 警備対象施設
別表のとおり
 - イ 警備方式
警備対象施設の機械警備により行うものとする。
「警備業務」とは、警備対象施設に設置した警備装置が感知した信号を基地局（「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された警備対象施設以外の施設をいう。）に設置する機器へ送信し、その受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。
 - (2) 機械警備業務
 - ア 警備装置
警備装置の機能及び警戒区域等は、次に掲げるものとする。
 - ① センサーが感知した内容を表示する機能
 - ② 空間内における発熱体や赤外線の遮断等を感知する機能

- ③ 火災発生を感知する機能
- ④ 警備装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ⑤ 警備の開始・解除の操作はカードリーダー等（非接触式）を用いて行い、タグ式か I C カード式を基本とする。
- ⑥ 基地局に異常等の信号を送信する機能
- ⑦ 機械警備専用回線の断線を監視する機能

イ 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として発注者及び常駐警備業者が機械警備開始（セット時）した時点より、警備装置のセットが解除された時点までとする。ただし、前号「ア③火災発生を感知する機能」については、常時対応すること。

ウ 緊急時の対応

- ① 基地局において、盗難等の事故発生その他異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。
 - ・ 現場に応じた緊急措置
 - ・ 施設管理担当者への連絡
 - ・ 基地局への連絡
 - ・ 警察、消防署等への通報
- ② 警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに施設管理者（施設の管理に携わる者で、警備業務の監督を行うことを発注者が指示した者をいう。）に通報するものとする。
- ③ 警備装置の発報時にあつては、警備対象施設まで 25 分以内に現場に急行すること。

(3) 損害賠償について

- ① 業務遂行中、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、保険により発注者に対して、その損害を賠償するものとする。
- ② 前項の損害賠償限度額は、1 事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて 10 億円也とする。なお、保険料は、受注者の負担とする。
- ③ 受注者は事故により損害を発生させた際は、事故発生時から 14 日以内に事故による損害の発生を発注者に報告しなければならない。

7 警備装置等設置について【作業条件】

(1) 体制

受注者は、契約締結後速やかに設置等にかかる業務従事者の体制を提出すること。

(2) 各警備対象施設敷地内現地確認

現地確認を必要とする場合、受注者は日程及び確認場所について発注者と協議を行い、承認を受けた後でなければ現地確認を行うことができない。

(3) スケジュール

警備機器の設置作業期間は、原則として令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 15 日までの間で、発注者受注者協議の上、決定する。なお、警備機器が設置され、

正常に稼動するまでの期間については、警備開始から概ね3時間毎に巡回警備を行うこととし、その費用は委託料に含むものとする。

※警備装置等設置の際は、発注者と設置スケジュールの調整を実施すること。

(4) 設置場所

入札指名決定業者のみ通知。

(5) 警備装置等の配線等について

- ① 受注者は、警備装置等設置を行う前にその配線図及び配置図を作成し、発注者に承認を得ること。
- ② 本業務を行うために使用する通信回線については、受注者が設置し、設置費用及び通信費用を負担すること。なお、設置及び配線については①と同様に取り扱うものとする。
- ③ 機械装置設置費及び本業務に付随する諸経費は全て受注者の負担とする。ただし、警備業務に必要な機器類の電気使用料については、発注者の負担とする。
- ④ 警備装置設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合、受注者の負担により速やかに修復を行うものとする。
- ⑤ 警備装置等の設置完了後、受注者は、発注者に警備装置等の操作及び運用等に関する取扱説明を行うものとする。
- ⑥ 本仕様書の内容に適合する場合に限り、現在設置されている機械警備装置を継続して使用することを認める。

(6) 設置時等におけるトラブル発生時

受注者は、業務中にトラブルを起こした場合は、顛末に関する報告書等をただちに提出し、他作業における再発防止策を報告すること。

(7) 建物への配慮

発注者の財産に、破損、紛失、汚損等が生じないように慎重を期すること。万一これらが生じた場合は、受注者の責任と負担により、発注者の指示に従い修復等を行うこと。

(8) 遵守事項

- ① 業務従事者には服装の統一、腕章等の着用をさせ、本業務の従事者であることが明らかに認識できるようにすること。
- ② 入退館については受注者の責任者において作業員をとりまとめの上、指定の出入口を使用すること。作業時間中は責任者が常駐すること。
- ③ 業務に直接関係のない場所に立ち入らないこと。
- ④ 休憩、飲食等は発注者の指示に従って行うこと。なお、敷地内は全面禁煙である。
- ⑤ 火気使用等の安全管理には特段の注意を払うこと。
- ⑥ 本業務によって知りえた発注者情報を第三者に漏らし、あるいは他の目的で使用してはならない。当該情報管理の不備により発注者が損害を受けた場合には、受注者においてその損害を補償しなければならない。

8 提出書類及び報告書

(1) 提出書類

受注者は、業務開始前に次に示す書類を、発注者に提出するものとする。

- ① 警備業務実施に当たり警備計画書を作成し、発注者へ提出する。
- ② 警備装置の配置平面図及び配線図を作成し、発注者へ提出する。
- ③ 損害賠償保険証の写し

(2) 報告書

- ① 異常が発生した場合、発注者・受注者協議の上決定された書式により、速やかに警備報告書を基に報告すること。
- ② 発注者・受注者協議の上決定された書式により、毎月の月次報告書を翌月の10日までに提出するものとする。なお、提出方法は適宜な方法により提出して差し支えないが、契約期間終了月は契約期間終了日に提出するものとする。ただし、提出書類は警備担当支社から提出してもよいものとする。
- ③ 各年度業務履行後に、発注者指定の完了報告書を提出するものとする。

9 警備装置等の取替、変更、撤去及び保守・点検

(1) 取替

発注者は履行開始後、受注者の設置した警備装置について、本契約の警備内容に十分対応できないと判断した場合、受注者の負担により機器類の全て又は一部を取り替えさせることができる。

(2) 変更

受注者の都合により警備装置等の規格等に変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、受注者の負担により取り替えるものとする。

(3) 撤去

委託期間終了後は、受注者が警備装置を撤去して原状に復するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。

委託期間終了に伴い警備装置を撤去する場合は、終了となる日までに行うこととし、終了日以前に撤去を行った場合は、委託期間終了となる日まで警備開始から概ね3時間毎に巡回警備を行うこととし、その費用は委託料に含むものとする。また、機器の撤去作業を行った場合、発注者による検査を受けなければならない。ただし、発注者が警備装置の撤去不要と認める場合は、この限りでない。

(4) 保守・点検

受注者は、設置された機械装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。

10 入札及び契約等について

- (1) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約である為、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る発注者の歳出予算に減額又は削除があった場合は、契約金額を変更し、又は契約を解除することができるものとする。
- (2) 委託料の支払方法については、落札後に発注者と受注者の協議のうえ決定する。

1 1 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、警備業法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、朝倉市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 受注者は、業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (5) 受注者は、当該業務について発注者からの苦情に対して適切な解決に努めなければならない。
- (6) 警備業務に必要な合鍵（対象施設の出入口の鍵をいう。）については、契約締結後に発注者から受注者に預託するものとする。
- (7) 受注者は合鍵を厳重に取り扱い保管するものとし、紛失した場合は直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、その都度発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

別表

名称	位置（朝倉市）	延床面積
朝倉市上秋月コミュニティセンター	上秋月 1 3 7 3 番地 1	6 8 3 m ²
朝倉市秋月コミュニティセンター	秋月 6 6 9 番地	9 5 3 m ²
朝倉市安川コミュニティセンター	千手 8 0 5 番地 1	6 1 0 m ²
朝倉市馬田コミュニティセンター	馬田 1 2 8 6 番地	6 2 6 m ²
朝倉市立石コミュニティセンター	頓田 2 0 5 番地 1	9 5 6 m ²
朝倉市福田コミュニティセンター	小隈 2 1 9 番地 1	5 4 8 m ²
朝倉市蜷城コミュニティセンター	林田 2 4 2 番地	6 7 9 m ²
朝倉市金川コミュニティセンター	屋永 3 2 6 6 番地	6 7 6 m ²
朝倉市三奈木コミュニティセンター	三奈木 4 2 6 0 番地 6	6 3 1 m ²
朝倉市高木コミュニティセンター	黒川 3 9 7 2 番地 1	2 5 0 m ²
朝倉市高木コミュニティセンター 佐田分館	佐田 4 2 7 7 番地	2 2 8 m ²
朝倉市松末コミュニティセンター	杷木星丸 1 1 7 5 番地 1	1 6 3 6 m ²
朝倉市久喜宮地域防災拠点施設	杷木久喜宮 8 6 5 番地 1	3 9 2 m ²
朝倉市志波地域防災拠点施設	杷木志波 4 6 6 9 番地 1	1 0 6 4 m ²
朝倉市甘木地域センター	甘木 7 6 4 番地 2 1	1 8 2 7 m ²